

## 選定委員会の審査結果

岐阜市中央青少年会館の設置目的を十分に理解した上で、公正かつ適正で、より効果的・効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の選定について、選定基準に基づき厳正に審査した結果、下記のとおり候補者を選定しました。

なお、候補者は岐阜市議会の議決を経て指定管理者として決定された後、岐阜市と締結する協定に基づき施設の管理運営を行います。

|            |  |
|------------|--|
| 施設名        | 岐阜市中央青少年会館   |
| 所在地        | 岐阜市明德町11番地   |
| 指定管理者の候補者  | 公益財団法人 岐阜市教育文化振興事業団<br>代表者 理事長 後藤 和弘<br>住 所 岐阜市上川手 735 番地 2                      |
| 指定期間       | 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）  |
| 指定管理者選定委員会 | 委員長 熊田 圭祐 （岐阜県弁護士会）<br>委員 大宮 康一 （岐阜大学地域協学センター）<br>委員 中畑 久美子 （一般社団法人岐阜県中小企業診断士協会） |
| 応募団体数      | 1 団体（非公募）  |

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <p>選 定 理 由</p>                   | <p>岐阜市中央青少年会館の指定管理者の候補者の選定にあたっては、岐阜市教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、応募者から提出を受けた事業計画書等について、資格審査、選定基準及びその評価項目に基づき書類審査、ヒアリング、プレゼンテーションを実施し、総合的に評価・選考を行った。</p> <p>その結果、下記の理由により、公益財団法人 岐阜市教育文化振興事業団（以下「候補者」という。）が最適であるとして選定した。</p> <p>なお、選定基準・採点結果、提案された管理経費の額は別表のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●採点の合計点は、候補者 513点であった。</li> <li>●候補者は、下記の選定基準中の評価項目で主に高い評価を得た。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「公平性・透明性」中の「『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方」「平等利用を確保するための体制、モニタリングなど」「情報公開、広報の方策」</li> <li>○「効果性」中の「施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置」</li> <li>○「効率性」中の「指定管理経費の妥当性」</li> <li>○「安定性・安全性」中の「組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など」</li> <li>○「貢献性」中の「『事業計画書の内容が、市あるいは施設がある特定の地域（地元）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方」</li> </ul> </li> </ul> <p>採点の合計及び選定基準・評価項目ごとの評価をもとに、全委員が協議した結果、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団が候補者として適当との結論に達した。</p> |
| <p>スケジュー<br/>ール</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請要項の配付 令和3年7月1日～</li> <li>・質問受付期間 令和3年7月13日～7月29日</li> <li>・申請書等の受付期間 令和3年7月20日～8月19日</li> <li>・第1回選定委員会（資格審査等） 令和3年9月22日</li> <li>・第2回選定委員会（提案内容等の審査） 令和3年10月8日</li> </ul>  |
| <p>担 当 部 課<br/>（問 合 せ<br/>先）</p> | <p>教育委員会事務局 社会・青少年教育課<br/>TEL：058-214-2367<br/>E-mail：s-kyouiku@city.gifu.gifu.jp</p>   |

【 別 表 】

採点結果（単位：点）

| 区分         | 選定基準                                   | 評価項目  | 配点                     | 公益財団法人<br>岐阜市教育文化<br>振興事業団 |
|------------|--|---|------------------------|----------------------------|
| 公平性<br>透明性 | 住民の平等利用が確保されること                        | 『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）                        | 25点/人<br>×3人＝<br>計75点  | 68                         |
|            |  | 平等利用を確保するための体制、モニタリングなど   |                        |                            |
|            |  | 情報公開、広報の方策  |                        |                            |
|            |  | 個人情報を保護するための方策  |                        |                            |
|            |  | その他申請者の提案によるもの  |                        |                            |
| 効果性        | 事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること | 『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など） | 60点/人<br>×3人＝<br>計180点 | 146                        |
|            |  | 既存事業の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容                                     |                        |                            |
|            |  | 利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など  |                        |                            |
|            |  | 利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）                          |                        |                            |
|            |  | 利用促進、利用者増の方策  |                        |                            |
|            |  | サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど                                       |                        |                            |
|            |  | 施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置                                     |                        |                            |
|            |  | その他申請者の提案によるもの  |                        |                            |
| 効率性        | 事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること          | 『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）          | 30点/人<br>×3人＝<br>計90点  | 76                         |
|            |  | 指定管理経費の設定額  |                        |                            |
|            |  | 指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）                                     |                        |                            |
|            |  | 収支計画の妥当性  |                        |                            |
|            |  | 管理経費縮減の具体的方策  |                        |                            |

|            |   |  |                         |     |
|------------|---|--|-------------------------|-----|
|            |   | その他申請者の提案によるもの   |                         |     |
| 安定性<br>安全性 | 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力・人的能力を有していること                           | 『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）                           | 55点/人<br>×3人=<br>計165点  | 147 |
|            |   | 当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績  |                         |     |
|            |   | 経営基盤の安定性   |                         |     |
|            |   | スタッフ配置の妥当性   |                         |     |
|            |   | 組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など   |                         |     |
|            |   | スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制   |                         |     |
|            |   | スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策   |                         |     |
|            |   | リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）<br>リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）                      |                         |     |
|            |   | その他申請者の提案によるもの（学校及び教育委員会との連携等）   |                         |     |
| 貢献性        | 事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること | 『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など） | 30点/人<br>×3人=<br>計90点   | 76  |
|            |   | 地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）  |                         |     |
|            |   | 地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用   |                         |     |
|            |   | 地元での資材等の調達   |                         |     |
|            |   | 地元での社会活動等への参加  |                         |     |
|            |   | その他申請者の提案によるもの   |                         |     |
| 合 計        |   |  | 200点/人<br>×3人=<br>計600点 | 513 |

提案された管理経費の額（単位：円）

公益財団法人 岐阜市教育文化振興事業団

182,731,725